議案第47号

読谷村附属機関に関する条例の一部を改正する条例

読谷村附属機関に関する条例（昭和48年読谷村条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

村長	よみたんブランド力向上委員会	読谷村の地域イメージ及び知名度向上並びに地域活性化に関すること。
村長	読谷村まち・ひと・しごと創生審議会	まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画の策定及び効果の検証に関すること。

」を

「

村長	よみたんブランド力向上委員会	読谷村の地域イメージ及び知名度向上並びに地域活性化に関すること。

」に

改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和８年９月28日提出

読谷村長　伊　波　　篤